第百十二条　第二条の表百十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　雇用保険法第十条の三第一項（同法第六十一条の六第五項において準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付又は育児休業等給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付又は育児休業等給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

ロ　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付若しくは育児休業等給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

［二　略］

第百十四条　第二条の表百十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

二　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給に関する事務　当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百二十七条　第二条の表百二十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～ソ　略］

ツ　児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

［ネ～ケ　略］

［二～六　略］

第百四十三条　第二条の表百四十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～リ　略］

第百十二条　［同上］

一　雇用保険法第十条の三第一項（同法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

ロ　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付若しくは育児休業給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

［二　同上］

第百十四条　［同上］

一　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

二　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する事務　当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百二十七条　［同上］

一　［同上］

［イ～ソ　同上］

ツ　児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報

［ネ～ケ　同上］

［二～六　同上］

第百四十三条　［同上］

一　［同上］

［イ～リ　同上］